

第408回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時 令和7年9月9日(火) 午後2時から
- 2 場所 倉吉シティホテル3F マーガレット
- 3 出席者 委員 : 灘本会長、湯口委員、中村委員、山根委員、網師野委員、井本委員
近廻委員、永田委員、佐々木委員、田中委員
鳥取県: 水産振興局 氏局長(欠席)
境港水産事務所 高橋水産技師
漁業調整課 太田課長補佐、野々村係長
事務局: 臼田事務局長(県漁業調整課長兼任)
清家次長(県漁業調整課課長補佐兼任)
田中書記(県漁業調整課係長兼任)
橋本書記(県漁業調整課主事兼任)
- 4 傍聴者 1名
- 5 議事
 - (1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について(協議)
 - (2) 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について(諮問)
 - (3) 海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議提出資料について(協議)
 - (4) 鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限に関する意見聴取について(協議)
 - (5) 外国人向けの密漁防止啓発チラシの制作について(報告)
 - (6) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針に基づく裏付命令の申請に係る意見照会について(報告)
- 6 その他

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、田中委員及び網師野委員を指名した。

議事1 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の互選について(協議)

〔原案に同意する旨決議された。〕

田中書記が資料1に沿って説明した。

〔灘本会長〕説明ありがとうございます。山根さんが、引き続きやってもらえたら助かります。

〔山根委員〕はい。やります。

〔灘本会長〕では、山根委員さんに、引き続きやってもらうことにいたします。

〔山根委員〕よろしくお願ひします。

**議 事 2 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について
(諮問)**

〔原案に同意する旨決議された。〕

漁業調整課 白田課長による諮問文読み上げの後、野々村係長が資料2に沿って説明した。

〔灘本会長〕ありがとうございました。諮問をされましたが、皆さん、質問、御意見はありますでしょうか。ないようでしたら、同意するというので、答申させていただきます。

〔野々村係長〕ありがとうございます。

議 事 3 海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議提出資料について (協議)

〔原案に同意する旨決議された。〕

田中書記が資料3 案1に沿って説明した。

沖合底びき網に入網する死んだクロマグロの実態解明等の要望に関する補足資料として、沖合底びき網に入網したマグロの死骸の写真を委員に回覧。

〔灘本会長〕うちも今年、網に引っかかって大変でした。

〔網師野委員〕ですよね。

〔灘本会長〕今年のはでかいけえねえ。網がもう駄目になるけえね。

〔佐々木委員〕臭いがすごいでしょ、うわーって。

〔網師野委員〕洗剤つけて洗っても、落ちないです。

〔灘本会長〕いや、もう網切ってしまうと、臭くて。

〔太田課長補佐〕大体、青谷から赤碓沖の水深210メートル付近で入網しているようです。

〔灘本会長〕いまだにあるんですか。

〔太田課長補佐〕そうです。網代の沖底船と賀露の沖底船が、今、そこら辺がハタハタをメインで漁獲するときに曳いていて、そのときにこう入っているような状態で、いいところを当ててしまうと、何十本も入ってしまうような感じになっております。

〔田中書記〕ちょうどマグロの写真も見ていただいていますように、議論も深まっているところですので、先に、案1の内容について協議をしていただければと思います。

〔灘本会長〕この資料の説明の内容でいいでしょうかね。何か補足するとか、付け加えることがあったりすれば、どうぞ言ってください。

〔灘本会長〕今、何かすごいのが、こんな稚魚が、うちの沖のほう、すげえおるみたいで、ヨコワの子。

〔網師野委員〕それは、います、います。はい。

〔山根委員〕サバと一緒にいますね。

〔中村委員〕これぐらいのが、ヨコワの子は、イカ釣りしとったら、食いついてきとっただで。

〔中村委員〕わいてきとるみたいなんがな。

〔灘本会長〕やっぱりそこを、枠を、枠だわね。今の1トン、2トンの枠では多分いけんと思うけど、一生懸命増やすような努力をしてもらわな、何とか、いけんではないか思います。以上です。では、案1については、原案のとおり同意するという事で、よろしいでしょうか。

〔一同〕はい。

田中書記が資料3 案2について説明した。

〔灘本会長〕皆さん、どうでしょうか。何か意見がありますか。特に意見もないようですので、原案のとおりで、よさそうです。

田中書記が資料3 案3について説明した。

〔灘本会長〕皆さん、どうでしょうか。特に意見もないようですので、原案のとおりでよさそうです。

〔田中書記〕はい。ありがとうございます。

では、こちらの3つの案につきまして、日本海ブロック会議のほうに提出をさせていただきます。ありがとうございました。

〔灘本会長〕何かほかに出してほしいような案とか持っておられる方はおられますか。ないようですので、なら、これで、よろしくお願いします。

〔田中書記〕はい。ありがとうございます。

では、こちらの案につきましては、日本海ブロック会議のほう、10月23日、島根県で開催されますが、会長と私の事務局のほうで出席をさせていただきまして、こちらの案について説明をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議 事 4 鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限に関する意見聴取について（協議）

〔原案に同意する旨決議された。〕

漁業調整課 太田課長補佐が資料4に沿って説明した。

〔灘本会長〕ありがとうございます。何か質問、意見がある人は、おられませんか。

〔山根委員〕やすって、スピアのですよね、スピアフィッシング。

〔太田課長補佐〕そうです。

〔山根委員〕ホームセンターとかね、釣具屋さんとかでも、そこに（ビラ等が）あったほうがいいんじゃない。

〔太田課長補佐〕そうです。もちろん、この制限が決まった場合に、周知期間を設けておりまして、今も書いていますけど、令和8年の6月1日からと最短でも考えているので、多分半年

ぐらい周知期間がもてると思います。そのときに、ビラ等で、そういった売っているようなところ、あと釣具店になると思います。あとはホームセンター、もしかしたらあるかもしれないので、そういったところで協力要請をしていくような形になるのかなど。あとはですね、水産庁のホームページで、「やす」の規制、要は、「やす」が使えるか使えないかっていう、都道府県でマル・バツ表みたいなものを、水産庁がまとめております。その中で、多分、鳥取県がこういうのを制限かけると、三角マークがついて、一定の制限ありますよというような形が出ると、要は、よその県から来る方は、そういうのを結構見られて来られてますので、そこで結構抑止力が働くんじゃないかという期待を持っておるところでございます。

〔灘本会長〕ほかにありませんか。

〔田中委員〕この間、8月にちょっと網代なんですけども、人身事故がありまして、遊覧船の。そういうのを見ると、やっぱり知らん人が、やっぱりその航路で潜って浮いてくるしって格好になるので、やっぱりこういうのは、ある程度制限かけるっちゃうか、もうほとんどやめてもらわんと、また人身事故になるんかなど。たまたま亡くなられんかったけえよかったけど、けがで済んだけども、万が一にね、亡くなったらとしたら、もう大変なことだけねえ。

〔灘本会長〕うん、大きな、大きな船がね、通るけん。

〔田中委員〕ほんに、だけえ、ちょっと大変かなあと思って。

〔太田課長補佐〕ありがとうございます。今回の規制に関しても、一応、松島遊覧さんの事故というのも背景にもありますので、やはりその航路とか、やっぱり漁場とか、そういうのが分からないで入られるような方がいらっしゃいますので、やはりそういうのが分かりやすいように、もう鳥取県ではできませんよというような指令をしたほうがいいということで、このようなことを考えてる次第でございます。

今回、その委員会資料で、途中でも説明させていただきましたが、イエローカードを出してからレッドカードというような形なので、いきなり捕まえるわけではないので、きちっと注意ができると。それでも破るような人間が、ごろごろ出てくるような形であれば、大元であります漁業調整規則のところ、そこのところから、「やす」というものを外してしまって、もう絶対使えないような形っていうものも、あまりにもトラブルが多ければ、そっちのほうに移行していくことも今後考えたいというふうに思っているところでございます。

〔灘本会長〕うちの知り合いが島根半島でやってるんです、ユーチューブに載せて、魚突きを。それで、地元の漁師さんとトラブルになって、保安部呼ばれて。だけど、結局、採捕はいけんけど、魚突きはいいとかで、保安部さんも取り締まることができん。よく調べとって、その魚突きするのに。魚突きはいいだろ、ウニとかサザエを獲ったら駄目だけど、魚突きはいいですいうので、やっちゃもっちゃ、やっちゃもっちゃ、それユーチューブに上げとる。そうしたら、何かそれを見た、ほかの人が、弟子にさせてくださいって、結構それがまた増えてくる。だけど、この前のその浦富のね、ああいうのがあったら、鳥取県は危ねえ、駄目だっていうのは思ったたんですね。だけど、個人ではできん。各単協ではできないことなので、やっぱりもう県として規制をかけるならかけた方がいいと思います。

〔田中委員〕けがで済んだけえいいけども、ねえ、完全な、もしあれだったら、多分ここでも危

ないことになるから。

〔灘本会長〕多分、今の話で、全然地元じゃない人がちょいと来て、もう訳も分からずとやっとして、ここは船が通るなんて分かってなかったら、結局、上がったときに、が一んとやれば、もう本人も駄目だし、やったほうも大変なことになるんで、要は、やっぱりそういう芽は摘まないけんだないかなと。

〔田中委員〕と思いますよね。はい。

〔太田課長補佐〕ありがとうございます。一応ですね、参考情報で、隣の兵庫県は、「やす」自体がもう全面禁止になっています。島根県は、私たちと一緒に、今は使えるような状況です。なので、要は、兵庫県でできないからっていうので、鳥取県にやってくるので、一番近い岩美町で。

〔田中委員〕そう。

〔太田課長補佐〕やられる可能性が今すごいあるということで、岩美町で、よくこういうようなトラブルが起こっているのかなというところは考えてるところでございます。

一応、今回、意見聴取させていただきまして、来月のですね、この海区調整委員会開催させていただき、この意見聴取した結果を踏まえて、この内容、これ今は素案ですが、案の段階にして、この委員会でかけさせていただきまして、実質的に発出のほうに向かうような段取りで進めさせていただきたいと思いますので、またその際には、御審議のほうよろしくお願ひします。

〔灘本会長〕はい。ほかにありませんか。なかったら、よろしくお願ひします。

議 事 5 外国人向けの密漁防止啓発チラシの制作について（報告）

漁業調整課 野々村係長が資料5に沿って報告した。

〔灘本会長〕質問とか御意見ありませんか。こういうチラシより、うちの港に、獲ってはいけませんって貼ってあるです。あれをどこかにシールの的にぺたっと貼ったほうが効果があらへんだろうか。

〔野々村係長〕ありがとうございます。

〔灘本会長〕なかなかその、パンフレットってったら、誰に配るのか分からんもん。

〔野々村係長〕漁協のところに掲示するとか。

〔灘本会長〕漁協。

〔中村委員〕してあるで。

〔野々村係長〕ええ。

〔中村委員〕してあるで。

〔田中委員〕アワビとかそんなん獲ったらいけませんって、それ多分。

〔灘本会長〕アワビ・サザエは獲ったらいけませんって、何か、あの。

〔中村委員〕一応してあるで。

〔灘本会長〕プレートが貼ってあるけん。

〔野々村係長〕はい、はい。

〔灘本会長〕その横のほうに、その外国のあれで、ぴたっと貼っというて、貼ることをしたほうが。

〔野々村係長〕承知しました。

〔灘本会長〕保安部にパンフレットあったって、誰も取りにいかんぞ。

〔永田委員〕すみません、お問合せ先のところで、電話番号しか書いてないんですけど、外国人の方、電話できないんです。

〔野々村係長〕あっ、そうなんですね。

〔永田委員〕はい。SNSしか持ってなくて、その発信ができるものを持ってないんです。

〔野々村係長〕ああ、それは、はい。

〔永田委員〕はい。なので、この電話番号を載せられても、一体どうしたらいいやらっていうことが彼らにはありまして。

〔野々村係長〕そうなんですね。そうすると、何か連絡する手段としては。

〔永田委員〕はい。基本的にWi-Fiが繋げる環境で、Gmailは持ってます。そのぐらいですかね。Gmail持ってて、あとは、何かネットで検索することしかできなくて。うーん、ちょっとそのぐらい。

〔太田課長補佐〕じゃあ、かえってメールアドレスとかのほうが、まだ。

〔永田委員〕かえってメールアドレスのほうが。

〔太田課長補佐〕まだ使えると。

〔永田委員〕まだ使えるのかな。電話は一切、多分駄目なので。

〔太田課長補佐〕分かりました。ありがとうございます。

〔灘本会長〕バーコードみたいなんで、ぱちんとできるようにしたりとか。

〔太田課長補佐〕本当は、公式LINEとかあればいいんですけども、我々が公式LINE持ってないので。

〔灘本会長〕ああ、なるほど。あれが一番簡単だと思うけど。

〔太田課長補佐〕そうですね、QRでいくのが多分。

〔灘本会長〕QRで。

〔野々村係長〕じゃあ、そこら辺はちょっと検討させていただいて、はい、考えたいと思います。

〔太田課長補佐〕ですので、QRで、ホームページに飛んで、そこで、連絡先でメールとかで飛ばせるようにというのは多分できると思うので、ちょっとそこら辺は検討を。

〔灘本会長〕あれならできるでしょ。

〔太田課長補佐〕うん、分かりました。

〔灘本会長〕ほかにありませんか。じゃあ、よろしく検討をしてください。

〔野々村係長〕はい。

る漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針に基づく裏付命令の申請に係る意見照会について（報告）

田中書記が資料6に沿って説明した。

〔灘本会長〕 質問等ありませんでしょうか。ないようですので、ありがとうございました。

〔田中書記〕 ありがとうございました。

5 その他

〔灘本会長〕 次、その他、何かありませんか。どうぞ。

〔湯口委員〕 近年これ、遊漁船が増えて、小型船舶いうたら、小型いかつりが、シロイカ獲るのに、60メートル、70メートルで商売するときに、遊漁船がいきなり打って、なかなかもう商売ができない状態に、まあ現状。

〔灘本会長〕 ああ、漁場が。

〔湯口委員〕 漁場がねえ。そういうとこ、何とか、太田くん、遊漁団体が今年できたって聞いたんですけど、そこに、どうにかこういう意見を持っていけない、田後の遊漁船なんかは、ああ、いいですよ、60メートル以上は潮帽（パラシュートアンカー）で流して、以下は、いかりでやってもいいですよちゅう規制を設けても大丈夫って、田後の遊漁団体は言ってくれたんですけどね。そこら辺、ちょっと田後のこの小型船舶って、兵庫県の小型船舶、賀露の小型船舶、いかつりですよ、みんなが言ってくれえ、言ってくれえって言って、何とか取り上げてくれないだろうか。

〔太田課長補佐〕 ありがとうございます。遊漁なんですけど、鳥取県では、この遊漁の協議会を、法定協議会設けておまして、その中で協議しようと思っております。今、考えてるのがですね、各地先の漁業者のルールがどういうルールでやってるか、今言われたように、60メートルより沖はパラアンカーで流しますよ、灘の場合だとアンカー打ちしますよというようなルールであったりとか、船間距離0.5マイルぐらい離すような努力目標もありますよとか、そういったものを、まずまとめさせていただいて、遊漁のほうも、それぞれ何か独自ルールを持たれてるような地区もあるみたいなので、そこら辺もちょっと整理させていただいて、要は、漁業者の今の操業ルール、その地先の操業ルールっていうものをなるべく尊重するような形で遊漁やってくださいよというような形で、どこまでルールができるか分からないんですけど、少なくとも知ってもら、要は、この海域だと、こういうルールで、シロイカ漁の商売をしますよということが分かるような形で周知を図っていくことからスタートしようかなというふうに、今考えてるところでございます。

〔湯口委員〕 お願いできるかな。

〔太田課長補佐〕 はい。

〔湯口委員〕 小型いかつりの人たちの話聞くと、60、一応こういう話、60メートル以内だったら、いかりでも大丈夫、60メートル以上だったらシーアンカー（パラシュートアンカー）で流してくれんかちゅう意見が多いみたいな感じです。

〔太田課長補佐〕 はい。なので、そこら辺を。

〔湯口委員〕 そこら辺をまたお願いできるかな。

〔太田課長補佐〕 聞き取りをさせていただいて、要は海底地形が変わってくるので、東部の方の60メートルと、西の側のほうの60メートルというの、また違ってくるので、なので、やっぱりそれぞれの地先のルールっていうものがあるので、それを尊重する形がいいのかなと。少なくとも、その灯火のところもあるので、灯火のところも、なるべくだったら漁業者のほうの9灯規制・6灯規制、こういったもの、これが遊漁のほうも守れるような形、ただLEDの船が多いので、そうなってくるとワット数の制限になるかもしれませんが、灯数で規制ができなくても、少なくとも漁業者より明るい光をたくというようなことがないような形でできたらなど。

〔湯口委員〕 でも、灯火はそういうことはない。

〔太田課長補佐〕 できたらなという。

〔湯口委員〕 絶対に、絶対に。

〔太田課長補佐〕 まあまあ、そのところは。

〔湯口委員〕 灯火に関しては、遊漁船なんかは少ない、漁業者よりはね。

〔太田課長補佐〕 ですね。なので、メタハラががんがん焚いたほうが絶対明るいのは明るいので、そのところがありますが、一定限のルールっていうものは、ちょっとできるものはやっていこうということで考えてるところです。ちょっと秋ぐらいに、遊漁船、今、まだシロイカ漁、終盤ですけど、まだやっていますので、秋口ぐらいに、各遊漁船のところから、もう一回そのルールの聞き取りと併せて、漁業者のほうのルールも、各浜、聞き取りさせていただいて、それを、また地図上に落とすような形、それをしていけたらなということを考えておりますので、その際には、また湯口さんのほうからでも御協力のほうをお願いしたいと思っておりますので。

〔湯口委員〕 よろしくって。

〔太田課長補佐〕 よろしくをお願いします。

〔灘本会長〕 漁船は把握ができるですけど、遊漁船で、把握ができない遊漁船が結構あるような気がして、もうこまいような、モーターボートみたいな、もう、ああいうので、灯り一つで。

〔山根委員〕 そうですよ。

〔灘本会長〕 ねえ、もうやっとするのもある。あれを、どれだけその遊漁のあれをするのにも、どこまで全部拾い出せるかというのが、すげえあれだと思っんですよ。

〔太田課長補佐〕 そうなんです。遊漁船業と、あとプレジャーボートっていう遊びの船があるので。

〔灘本会長〕 そうそうそう。

〔太田課長補佐〕 そのプレジャーボートのほうは、はっきり言って、今のところどうしようもな

いです。

〔灘本会長〕 どうしようもないだか。

〔太田課長補佐〕 どうしようもない、正直言うと、どうしようもない。なので、こういうのでやっていますっていうのを、各、その止めてる場所、マリーナだとか、そういうようなところで、何かしら掲示するとか、それくらいのレベルしか多分できないと思います。

〔灘本会長〕 割と遊漁船とは、ほんの遊漁でやってる人とは話ができると思うんです、ある程度の、こういうように。プレジャーボートが、もう一番いい魚礁のところに、ぽちっとおったり、もう、あんなになるともう、あれも一つの船です。

〔太田課長補佐〕 そうなんです。なので、段階的に、まずは遊漁船の業者のほうには、今、協議会が立ち上がったので、まずは、全く今のところルールがないところをですね、内規で、ある程度のもがあるところはあるのかもしれませんが、応分な、ルールづくりっていうものがないので、漁業者のルールがあります、遊漁船業もルールがありますとなれば、そのルールは守ってくださいというふうな形で、プレジャーの方々にも言いやすくなるので、まずは、守るものは守っていますという形をつくらうということから、スタートから。だから、すぐさまには多分進まないかもしれませんが、一歩ずつ進めさせていただけたらなというところを考えているところです。

〔湯口委員〕 お願いします。

〔田中委員〕 でも、はよせんと、今年なんか、ほんに、コンマ2（0.2マイル）でやられて、目の前でやられて。

〔太田課長補佐〕 いや、聞いてます。

〔田中委員〕 それで、大変でしたよ。

〔太田課長補佐〕 遊漁担当のほうも、文句の電話が、ばんばん来てる状態なので、はい。

〔田中委員〕 もう平然とやるからね。

〔佐々木委員〕 関係なしで。

〔田中委員〕 関係なしで。

〔佐々木委員〕 あれ大体、何ぼずつ離さないけんっていうのが。

〔田中委員〕 いや、ないけども、我々漁師としては、最低でもコンマ5（0.5マイル）は離してほしいので。

〔佐々木委員〕 コンマ5。

〔灘本会長〕 大体、昔からの暗黙のルールで、0.5マイルは。

〔田中委員〕 そうそうそうそう。

〔灘本会長〕 ぐらいは離そうかなあいうのがあってね。

〔田中委員〕 平然とその間に、2隻、3隻入ってくるんですよ。

〔佐々木委員〕 だけえ、今でもね、沖からでね、底びきで、網漕いどるけん、その中を縫わないけらんだって。

〔田中委員〕 そう。

〔佐々木委員〕 そうすると、自分が漁礁の近くを漕ぎたいのに、漕げんようになってくるだ。

〔灘本会長〕 ええところにまたな。

〔佐々木委員〕 そう。

〔田中委員〕 そうそうそう。

〔佐々木委員〕 ええところにおるだんね。

〔灘本会長〕 不思議とな。今、GPSって、ええもんがただけんね。

〔田中委員〕 そうそう。

〔灘本会長〕 みんな、もうポイントポイントに、みんな触ってしまう。

〔佐々木委員〕 だけえ、結構縫って走っとるよ。

〔灘本会長〕 うちらも、毎日ドライブしてたです。金・土・日は、もう操業できん。

〔田中委員〕 だけえ、週末はとにかくもう気をつけとるけども、何が何が、もう怖いぐらいです、あれがいと。だけえ、もう悠長なしに、もう早うに進めんと、多分事故になる可能性がある。

〔太田課長補佐〕 実質、遊漁船の事故多いので、何かしら、ちょっとルール化っていうものは進めさせていただきたいなど。

〔田中委員〕 早うにやらないけんで。

〔太田課長補佐〕 まだ、今のところ、その相談相手もない状態だったんです。要は、話せる場がないものを、やっと話せる場ができたっていう、今、ところになりましたので。

〔田中委員〕 はい。

〔湯口委員〕 兵庫県なんかはそういう場がないって言ってね。

〔太田課長補佐〕 いや、そうなんです。

〔湯口委員〕 困っとるって。

〔太田課長補佐〕 だから、やっとそれができてるところなので、その次のステップとして、何かしら、まずは、一つでもルールをつくらうという。それができると、2つ目、3つ目っていうような形が出てくると思うので、まずは、ちょっとすみません、段階的にさせていただければというところです。

〔湯口委員〕 お願いしますわ、太田くん、元気出して、そういうところを。

〔佐々木委員〕 いろんなんがある。レーダープロットがついとるでしょ、大体今頃の小型種の船では。だけえ、それをぴっと押して、この船はどっちに流れとるか見てね。

〔灘本会長〕 そう、そうそうそう。

〔佐々木委員〕 それで、その分を避けないけんで。

〔灘本会長〕 みんながもう、だけえ、ああいう人こそ、金持っとるけん。

〔田中委員〕 そうそう、そうそう、そうそう。

〔灘本会長〕 ねえ。ものすごい、いい機械つけとんなるけん。

〔佐々木委員〕 もう、あれね、スイッチ一つでアンカーが落ちたりとか。漁師だけだ、お金がないのは。

〔灘本会長〕 アルバイト探さないけん。なら、ほかにありませんか。はい。

〔田中書記〕 はい。事務局からです。次回の海区の開催のほうなんです、10月の最終週です。

ね、10月27日～31日の間で開催をさせていただきたいと思っております。また、改めて調整をさせていただきます。

開催の見通しなんですが、年度内に3回ですね、10月に1回と、12月、3月、年度内に、今のところ3回を予定しておりますので、御承知おきください。事務局のほうからは以上です。

6 閉 会

[灘本会長] 今日はどうも皆さん、御苦労さまでございました。これで閉会させたいと思います。どうもありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

令和7年9月9日

議長会長

署名委員

署名委員